

○須高広域総合プール管理規則

(平成25年12月2日)

須高行政事務組合規則第1号)

須高広域総合プール管理規則(昭和63年規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、須高広域総合プールの設置及び管理に関する条例(平成25年須高行政事務組合条例第2号。以下「条例」という。)第19条の規定により、須高広域総合プール(以下「プール」という。)の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第6条に規定する利用料を減免できる場合及び減免率はつぎのとおりである。

- (1) 身体障害者手帳または療育手帳を提示したもの。100分の50以内
- (2) 身体障害者厚生援護施設等の団体に指定管理者に使用料減免申請書(様式第1号)を提出し、指定管理者若しくは組合長の承認を受けた場合。100分の50以内
- (3) その他組合長が特別の理由があると認めるとき。組合長と協議して定める率
(指定管理者の申請)

第3条 条例第10条第2項に規定する申請書は、須高広域総合プール指定管理者申請書(様式第2号)によるものとし、同項に規定する事業計画書及び書類は、次のとおりとする。

- (1) 須高広域総合プール「サマーランド」の管理運営に関する事業計画書(様式第3号)
- (2) 須高広域総合プール「サマーランド」の管理運営に関する収支予算書(様式第4号)
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市町村税に係る納税証明書。法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市町村税に係る納税証明書
- (5) その他組合長が別に定める書類
(事業報告書の提出等)

第4条 条例第14条に規定する事業報告書は、次に掲げる事項を掲載して、毎年度終

了後30日以内に作成し、組合長に提出するものとする。ただし、開場期間途中において条例第16条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。また、管理運営業務の利用状況等を記載した業務日誌を作成し、組合が求めたときは、これを提出することとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の支出状況
- (3) その他組合長が別に定める事項
(遵守事項)

第5条 使用者は、プールの使用に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び備品等を損傷しないこと。
- (2) 備品等をプール外に持ち出さないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (4) 指定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (5) プールを使用しようとする者のうち、小学校3年生以下の者にあつては、成人の付添人をつけること。
- (6) その他組合長が指示すること。
(販売行為の禁止)

第6条 プールの建物及び敷地内においては、何人も売店の設置をし、又は販売行為をしてはならない。ただし、組合長の許可を受けたときは、この限りではない。
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 (省略)